

2009年3月11日
郵便事業株式会社**振り込め詐欺の被害防止対策の取組**

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長CEO 北村憲雄）は、振り込め詐欺の被害が増加し、社会問題化していることを踏まえ、エクスパック500・ポストパケット（以下「エクスパック等」といいます。）の不正利用の防止強化について、警察庁と連携して下記の取組みを進めています。

1 新たな取組み

詐欺被害関係住所の活用

平成21年4月を目途に、警察庁が被害届などを元に作成している詐欺被害関係住所あてエクスパック等を発見した場合、ご依頼主さまに連絡が取れるものについては、注意すべきあて先に配達しようとしていることとお知らせするとともに、それ以外のものは、詐欺犯罪防止の観点から、警察署等に通報します。

2 現在までの取組み

(1) ゆうびんホームページにおける取組み

ゆうびんホームページのトップページの「お知らせ」にエクスパック500を利用した振り込め詐欺への注意喚起をし（平成20年10月8日掲載）、平成20年11月10日からは、同「お知らせ」のページに、詐欺被害関係住所（警察庁報道発表資料）（以下「関係住所」といいます。）と警察庁の報道発表へのリンクを貼り、更なる注意喚起をしています。

http://www.post.japanpost.jp/whats_new/2008/1008_01.html

(2) 支店、郵便局における取組み

支店及び郵便局で、警察からの協力要請に応じ、エクスパック500販売時に警察作成のチラシを配布しているほか、平成20年11月下旬からは、弊社・郵便局株式会社・警察庁連名のチラシの作成、配布を開始し、郵便切手類販売所にも配布を依頼しています。

また、平成21年4月からはポストパケットについても併せて注意するようチラシの内容を変更いたします。

このほか、エクスパック500の販売及び引受時には、現金を同封できないことをお客さまに声掛けをしています。

(3) 包装品等に対する取組み

エクスパック500本体表面の「現金・信書を送ることはできません」との注意書きを「現金」の文字を大きくするなどして視認性を向上させるとともに、裏面の封入口付近にも「エクスパックで現金を送ることはできません。」という文字を記載し、更なる注意喚起を図っています。

また、ポストパケット用あて名シールについても、「現金・信書を送ることはできません」との注意書きを記載することとします。

今後もエクスパック等を悪用した詐欺犯罪の防止及び振り込め詐欺等の注意喚起に努め、犯罪の撲滅に向けた取り組みを強化して参ります。

以 上